

情報提供日：令和8年8月18日
下線部が前回との変更点になります

龍ヶ崎市が通知した介護保険料(特別徴収額)と日本年金機構から通知された
介護保険料が相違している事案の発生について【第二報】
(令和8年8月18日 午後1時 現在)

龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課が、令和8年7月13日に発送した「令和8年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知」において、日本年金機構から送付された年金振込通知書に記載された介護保険料額と異なる事案が発覚しました。

本事案の原因及び、8月納付分(第3期)の対象者数、影響額が特定できましたのでお知らせします。なお、10月納付分(第4期)以降の対象者、影響額は引き続き調査中です。

【事案の概要】

- 事案発覚日 令和8年8月7日(金)午後3時頃 市民からの問い合わせにより発覚
- 原因 龍ヶ崎市が業務委託しているシステム保守管理会社(株式会社両毛システムズ)のシステムプログラミングの誤りによるもの(8月17日にシステム保守管理会社からの報告により特定)
- 対象 (第3期分) 龍ヶ崎市第1号介護保険被保険者(65歳以上のすべての人)で特別徴収(受給している年金からあらかじめ介護保険料を天引きされることにより納付する方法)の方
 - ・特別徴収のうち相違があった対象者数:18,407人
内訳:追加納付 14,282人／還付 4,125人
 - ・影響額:39,893,700円
内訳:追加納付 25,758,400円／還付 14,135,300円
- 概要 令和8年度介護保険料の特別徴収をする際、10月納付分(第4期)以降の負担が極端に過大・過小とならないよう、年額を鑑みて8月納付分(第3期)から平準化のためシステム処理を行った上で、本市が通知書を発送した。
本来であれば、年金振込通知書に記載されている第3期の徴収額は平準化後の金額となるものが、市民の問い合わせを受け、8月7日に日本年金機構に問い合わせたところ、同機構の通知書が平準化前の金額であることが判明した。

■主な経緯及び現在の状況

日付	内容
7/13(月)	令和8年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書を発送
8/7(金)	市民からの問い合わせにより、事案を確認。対象者等確認作業を開始
8/17(月)	システム保守管理会社より、本件にかかる概要・謝罪文受領

【今後の対応】

対象となる方にお詫び文を送付予定で準備中
9月中旬を目途に追加納付の納付書又は還付通知書を送付予定。

【萩原 勇 龍ヶ崎市長コメント】

このたび、介護保険料の徴収額において誤りが生じ、対象となる皆さまに追加の納付や還付などのお手続きをお願いすることとなりました。

市民の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

調査の結果、今回の事態は、システム保守管理会社によるシステム設定の誤りが原因であることが判明いたしました。これを受け、本市からシステム保守管理会社に対し、今回の事態を重く受け止め、詳細な原因の検証を行うとともに、確実な再発防止策を講じるよう強く求めています。

本市といたしましてもシステム設定時の確認やチェック体制など、再発防止の徹底に取り組んでまいります。

対象となる皆さまには、今後の対応について丁寧にご説明するとともに、必要な手続きを速やかに進め、皆さまのご負担やご不安の軽減に努めてまいります。

担当課	龍ヶ崎市 健康スポーツ部 介護保険課 介護保険グループ 担当者:沼尻・石橋(ぬまじり・いしばし) 連絡先:0297-60-1529(直通)
-----	---